

派遣従業員の同一労働同一賃金に関する協定

株式会社 I H I ビジネスサポートヒューマンアセット事業部と従業員代表 高橋 陽子は、派遣従業員の同一労働同一賃金に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣従業員の範囲)

- 第1条 本協定は、派遣先で「その他の管理的職業、研究者、機械開発技術者、機械製造技術者、その他の製造技術者、情報処理・通信技術者、その他の技術者、経営・金融等の職業、その他の専門的職業、一般事務員、その他の一般事務の職業、会計事務員、生産関連事務員、事務用機器操作の職業、営業の職業」の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐため、本労使協定の対象とする。
- 3 株式会社 I H I ビジネスサポートは、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

- 第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

(賃金の決定方法)

- 第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和4年8月26日職発0826第1号「令和5年度の「労働者派遣事業の適性な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」（厚生労働省）の「中分類は、04その他の管理的職業・05研究者・10情報処理・通信技術者・11その他の技術者・18経営・金融等の職業・24その他の専門的職業・25一般事務員・26会計事務員・27生産関連事務員・31事務用機器操作の職業・34営業の職業、小分類は、073機械開発技術者・083機械製造技術者・089その他の製造技術者・259その他の一般事務の職業の職種」を引用、その理由は携わる業務内容が特定される職種は小分類による。
- (2) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第6条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、就業地が多岐に亘ることから、通達に定める「地域指数」の「群馬：太田、群馬：群馬富岡、東京：飯田橋、東京：墨田、東京：木場、東京：青梅、神奈川：横浜、神奈川：川崎、新潟：新潟、愛知：半田、大阪：梅田、鹿児島：鹿児島」により調整

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

(1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。

(2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること。

Aランク：10年

Bランク：3年

Cランク：0年

2 会社は、第8条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、有期雇用型派遣者就業規程第28条および無期雇用型派遣者就業規程第27条に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員の退職手当は別表1により「退職給付等の費用の割合」として「職業基本業務統計」に「退職給付等の費用の割合」として1.05を乗じた値とする。

(賃金の決定に当たっての評価)

第8条 賞与の支給は、第4条2項に基づき評価をし、有期雇用型派遣者就業規程第35条および無期雇用型派遣者就業規程第34条を準用する。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、有期雇用型派遣者就業規程第39条および無期雇用型派遣者就業規程第38条・第39条・第40条を準用する。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「IHIビジネスサポート派遣労働者のキャリア形成にむけたマニュアル」にしたがって、着実に実施する。

(その他)

第11条 本協定に定めない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は2023年4月1日より2024年3月31日までとする。

2023年3月31日

株式会社 I H I ビジネスサポート
ヒューマンアセット事業部 事業部長
関 泰利



株式会社 I H I ビジネスサポート
ヒューマンアセット事業部従業員代表
高橋 陽子



【その他の管理的職業】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の管理的職業※1	職業安定業務統計	1,409	1,637	1,770	1,819	1,946	2,130	2,697
2	地域調整※2	(新潟:新潟) 94.4	1,330	1,545	1,671	1,717	1,837	2,011	2,546
3	退職金※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,397	1,623	1,755	1,804	1,929	2,112	2,674

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の管理的職業※1	職業安定業務統計	1,409	1,637	1,770	1,819	1,946	2,130	2,697
2	地域調整※2	(東京:木場) 111.1	1,565	1,819	1,967	2,021	2,162	2,367	2,996
3	退職金※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,644	1,910	2,065	2,123	2,271	2,485	3,147

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の管理的職業※1	職業安定業務統計	1,409	1,637	1,770	1,819	1,946	2,130	2,697
2	地域調整※2	(群馬:太田) 99.9	1,408	1,635	1,768	1,817	1,944	2,128	2,694
3	退職金※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,478	1,718	1,857	1,909	2,042	2,235	2,830

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【その他の管理的職業】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(新潟:新潟)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級その他の管理的職業(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,600～	≥	2,112	10年
B ランク	中級その他の管理的職業(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	2,100～		1,803	3年
C ランク	初級その他の管理的職業(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,600～		1,397	0年

(東京:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級その他の管理的職業(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,500～	≥	2,485	10年
B ランク	中級その他の管理的職業(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	2,200～		2,122	3年
C ランク	初級その他の管理的職業(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,700～		1,644	0年

(群馬:太田)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級その他の管理的職業(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,300～	≥	2,235	10年
B ランク	中級その他の管理的職業(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	2,000～		1,908	3年
C ランク	初級その他の管理的職業(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,500～		1,478	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記

【研究者】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	研究者 ※1	職業安定業務統計	1,277	1,484	1,604	1,649	1,764	1,931	2,444
2	地域調整 ※2	(神奈川:横浜) 111.9	1,429	1,661	1,795	1,845	1,974	2,161	2,735
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,501	1,744	1,885	1,938	2,073	2,269	2,872

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【研究者】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(神奈川:横浜)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級研究者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,500~	≧	2,269	10年
B ランク	中級研究者(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	2,000~		1,938	3年
C ランク	初級研究者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,600~		1,501	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記

【機械開発技術者】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械開発技術者 ※1	職業安定業務統計	1,237	1,437	1,554	1,597	1,708	1,870	2,368
2	地域調整 ※2	(東京:飯田橋) 115.2	1,425	1,656	1,790	1,840	1,968	2,154	2,728
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,497	1,739	1,880	1,932	2,067	2,263	2,865

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械開発技術者 ※1	職業安定業務統計	1,237	1,437	1,554	1,597	1,708	1,870	2,368
2	地域調整 ※2	(東京:木場) 111.1	1,374	1,597	1,727	1,774	1,898	2,078	2,631
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,444	1,677	1,813	1,864	1,993	2,182	2,763

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械開発技術者 ※1	職業安定業務統計	1,237	1,437	1,554	1,597	1,708	1,870	2,368
2	地域調整 ※2	(神奈川:横浜) 111.9	1,384	1,608	1,739	1,787	1,911	2,093	2,650
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,454	1,689	1,826	1,877	2,007	2,198	2,783

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【機械開発技術者】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(東京:飯田橋)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級機械開発技術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,500～	≥	2,262	10年
B ランク	中級機械開発技術者(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	2,000～		1,932	3年
C ランク	初級機械開発技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,600～		1,497	0年

(東京:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級機械開発技術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,400～	≥	2,182	10年
B ランク	中級機械開発技術者(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,900～		1,863	3年
C ランク	初級機械開発技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,500～		1,443	0年

(神奈川:横浜)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級機械開発技術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,400～	≥	2,198	10年
B ランク	中級機械開発技術者(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	2,000～		1,877	3年
C ランク	初級機械開発技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,500～		1,454	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記

【機械製造技術者】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械製造技術者 ※1	職業安定業務統計	1,190	1,383	1,445	1,536	1,643	1,799	2,278
2	地域調整 ※2	(東京:飯田橋) 115.2	1,371	1,593	1,665	1,770	1,893	2,073	2,624
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,440	1,673	1,748	1,858	1,988	2,177	2,756

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械製造技術者 ※1	職業安定業務統計	1,190	1,383	1,445	1,536	1,643	1,799	2,278
2	地域調整 ※2	(群馬:群馬富岡) 98.1	1,167	1,357	1,418	1,507	1,612	1,765	2,235
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,226	1,425	1,489	1,583	1,693	1,854	2,347

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械製造技術者 ※1	職業安定業務統計	1,190	1,383	1,445	1,536	1,643	1,799	2,278
2	地域調整 ※2	(東京:墨田) 112.8	1,342	1,560	1,630	1,733	1,853	2,029	2,570
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,410	1,639	1,712	1,820	1,947	2,131	2,699

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械製造技術者 ※1	職業安定業務統計	1,190	1,383	1,445	1,536	1,643	1,799	2,278
2	地域調整 ※2	(東京:木場) 111.1	1,322	1,537	1,605	1,707	1,825	1,999	2,531
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,389	1,614	1,686	1,792	1,917	2,099	2,658

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械製造技術者 ※1	職業安定業務統計	1,190	1,383	1,445	1,536	1,643	1,799	2,278
2	地域調整 ※2	(東京:青梅) 108.9	1,296	1,506	1,574	1,673	1,789	1,959	2,481
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,361	1,582	1,653	1,757	1,879	2,058	2,605

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械製造技術者 ※1	職業安定業務統計	1,190	1,383	1,445	1,536	1,643	1,799	2,278
2	地域調整 ※2	(神奈川:横浜) 111.9	1,332	1,548	1,617	1,719	1,839	2,013	2,549
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,399	1,625	1,698	1,805	1,931	2,114	2,677

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【機械製造技術者】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(東京:飯田橋)

等級	職務の内容	基本給額 (時給,賞与,退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級機械開製造術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,400～	≧	2,176	10年
B ランク	中級機械製造技術者(作業指示を受けて,自己で工夫・改善を実施できるレベル)	2,000～		1,858	3年
C ランク	初級機械製造技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,500～		1,440	0年

(群馬:富岡)

等級	職務の内容	基本給額 (時給,賞与,退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級機械開製造術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,100～	≧	1,854	10年
B ランク	中級機械製造技術者(作業指示を受けて,自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,700～		1,583	3年
C ランク	初級機械製造技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,300～		1,226	0年

(東京:墨田)

等級	職務の内容	基本給額 (時給,賞与,退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級機械開製造術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,300～	≧	2,131	10年
B ランク	中級機械製造技術者(作業指示を受けて,自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,900～		1,820	3年
C ランク	初級機械製造技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,500～		1,410	0年

(東京:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給,賞与,退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級機械開製造術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,300～	≧	2,099	10年
B ランク	中級機械製造技術者(作業指示を受けて,自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,900～		1,792	3年
C ランク	初級機械製造技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,400～		1,389	0年

(東京:青梅)

等級	職務の内容	基本給額 (時給,賞与,退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級機械開製造術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,300～	≧	2,057	10年
B ランク	中級機械製造技術者(作業指示を受けて,自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,800～		1,757	3年
C ランク	初級機械製造技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,400～		1,361	0年

(神奈川:横浜)

等級	職務の内容	基本給額 (時給,賞与,退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級機械開製造術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,400～	≧	2,114	10年
B ランク	中級機械製造技術者(作業指示を受けて,自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,900～		1,805	3年
C ランク	初級機械製造技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,500～		1,399	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与,退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年,3年,10年の3行目の数値を転記

【その他の製造技術者】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の製造技術者※1	職業安定業務統計	1,148	1,334	1,442	1,482	1,585	1,736	2,197
2	地域調整※2	(東京:木場) 111.1	1,276	1,482	1,602	1,647	1,761	1,929	2,441
3	退職金※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,340	1,557	1,683	1,729	1,850	2,026	2,563

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【その他の製造技術者】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(東京:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級その他の製造技術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,200～	≥	2,026	10年
B ランク	中級その他の製造技術者(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,800～		1,729	3年
C ランク	初級その他の製造技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,400～		1,340	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記

【情報通信・通信技術者】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	情報処理・通信技術者※1	職業安定業務統計	1,369	1,591	1,719	1,767	1,891	2,070	2,620
2	地域調整※2	(東京:木場) 111.1	1,521	1,768	1,910	1,963	2,101	2,300	2,911
3	退職金※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,598	1,857	2,006	2,062	2,207	2,415	3,057

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【情報処理・通信技術者】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(東京:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級情報処理・通信技術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,500～	≥	2,415	10年
B ランク	中級情報処理・通信技術者(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	2,100		2,062	3年
C ランク	初級情報処理・通信技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,600～		1,598	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記

【その他の技術者】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の技術者 ※1	職業安定業務統計	1,233	1,433	1,549	1,592	1,703	1,864	2,316
2	地域調整 ※2	(神奈川:横浜) 111.9	1,380	1,604	1,733	1,782	1,906	2,086	2,592
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,449	1,684	1,821	1,871	2,001	2,191	2,722

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の技術者 ※1	職業安定業務統計	1,233	1,433	1,549	1,592	1,703	1,864	2,316
2	地域調整 ※2	(東京:木場) 111.1	1,370	1,592	1,721	1,769	1,892	2,071	2,573
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,439	1,672	1,808	1,858	1,987	2,175	2,702

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【その他の技術者】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(神奈川:横浜)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級その他の技術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,500～	≥	2,191	10年
B ランク	中級その他の技術者(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	2,000～		1,871	3年
C ランク	初級その他の技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,500～		1,449	0年

(東京:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級その他の技術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,400～	≥	2,175	10年
B ランク	中級その他の技術者(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,900～		1,858	3年
C ランク	初級その他の技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,500～		1,439	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含む時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記

【経営・金融等の職業】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	経営・金融等の職業※1	職業安定業務統計	1,354	1,573	1,701	1,748	1,870	2,047	2,592
2	地域調整※2	(東京:木場) 111.1	1,504	1,748	1,890	1,942	2,078	2,274	2,880
3	退職金※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,580	1,836	1,985	2,040	2,182	2,389	3,024

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	経営・金融等の職業※1	職業安定業務統計	1,354	1,573	1,701	1,748	1,870	2,047	2,592
2	地域調整※2	(神奈川:横浜) 111.9	1,515	1,760	1,904	1,956	2,093	2,291	2,901
3	退職金※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,591	1,849	1,999	2,054	2,198	2,406	3,046

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【経営・金融等の職業】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(東京:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級経営・金融等の職業(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,600～	≥	2,389	10年
B ランク	中級経営・金融等の職業(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル))	2,100～		2,040	3年
C ランク	初級経営・金融等の職業(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,600～		1,580	0年

(神奈川:横浜)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級経営・金融等の職業(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,600～	≥	2,406	10年
B ランク	中級経営・金融等の職業(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル))	2,100～		2,054	3年
C ランク	初級経営・金融等の職業(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,600～		1,591	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記

【その他の専門的職業】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の専門的職業※1	職業安定業務統計	1,194	1,387	1,500	1,541	1,649	1,805	2,285
2	地域調整※2	(東京:木場) 111.1	1,327	1,541	1,667	1,712	1,832	2,005	2,539
3	退職金※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,393	1,619	1,750	1,798	1,924	2,106	2,666

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【その他の専門的職業】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(東京:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級その他の専門的職業(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,300～	≥	2,106	10年
B ランク	中級その他の専門的職業(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,900～		1,798	3年
C ランク	初級その他の専門的職業(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,400～		1,393	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記

【一般事務員】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	一般事務員 ※1	職業安定業務統計	1,058	1,229	1,329	1,366	1,461	1,600	2,025
2	地域調整 ※2	(鹿児島:鹿児島) 90.2	954	1,109	1,199	1,232	1,318	1,443	1,827
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,003	1,165	1,259	1,294	1,384	1,516	1,918

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	一般事務員 ※1	職業安定業務統計	1,058	1,229	1,329	1,366	1,461	1,600	2,025
2	地域調整 ※2	(東京:木場) 111.1	1,176	1,366	1,477	1,518	1,623	1,778	2,250
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,235	1,434	1,551	1,594	1,705	1,867	2,363

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	一般事務員 ※1	職業安定業務統計	1,058	1,229	1,329	1,366	1,461	1,600	2,025
2	地域調整 ※2	(東京:飯田橋) 115.2	1,219	1,416	1,531	1,574	1,683	1,843	2,333
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,280	1,487	1,608	1,653	1,768	1,936	2,450

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	一般事務員 ※1	職業安定業務統計	1,058	1,229	1,329	1,366	1,461	1,600	2,025
2	地域調整 ※2	(神奈川:横浜) 111.9	1,184	1,375	1,487	1,529	1,635	1,790	2,266
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,244	1,445	1,562	1,606	1,717	1,880	2,380

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
(基本給・賞与支給の時給換算平均値)

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【一般事務員】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(鹿児島:鹿児島)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級一般事務員(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	1,600～	≥	1,516	10年
B ランク	中級一般事務員(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,300～		1,294	3年
C ランク	初級一般事務員(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,100～		1,003	0年

(東京:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級一般事務員(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,000～	≥	1,867	10年
B ランク	中級一般事務員(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,600～		1,594	3年
C ランク	初級一般事務員(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,300～		1,235	0年

(東京:飯田橋)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級一般事務員(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,100～	≥	1,936	10年
B ランク	中級一般事務員(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,700～		1,653	3年
C ランク	初級一般事務員(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,300～		1,280	0年

(神奈川:横浜)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級一般事務員(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,100～	≥	1,880	10年
B ランク	中級一般事務員(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,700～		1,605	3年
C ランク	初級一般事務員(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,300～		1,243	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記

【その他の一般事務の職業】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の一般事務 の職業※1	職業安定業務統計	1,112	1,292	1,397	1,436	1,536	1,681	2,128
2	地域調整 ※2	(東京:木場) 111.1	1,236	1,436	1,552	1,595	1,707	1,868	2,364
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,298	1,508	1,630	1,676	1,792	1,961	2,483

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【その他の一般事務の職業】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(東京:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級その他の一般事務の作業 (自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,100～	≥	1,961	10年
B ランク	中級その他の一般事務の作業 (作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル))	1,700～		1,676	3年
C ランク	初級その他の一般事務の作業 (マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,400		1,298	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記

【会計事務員】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	会計事務員 ※1	職業安定業務統計	1,172	1,362	1,472	1,513	1,619	1,772	2,243
2	地域調整 ※2	(東京:木場) 111.1	1,302	1,513	1,635	1,681	1,799	1,969	2,492
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,368	1,589	1,718	1,766	1,889	2,068	2,617

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【会計事務員】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(東京:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級会計事務員(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,200～	≥	2,068	10年
B ランク	中級会計事務員(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,900～		1,766	3年
C ランク	初級会計事務員(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,400～		1,368	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記

【生産関連事務員】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	生産関連事務員 ※1	職業安定業務統計	1,130	1,313	1,419	1,459	1,561	1,709	2,163
2	地域調整 ※2	(神奈川県:横浜) 111.9	1,265	1,469	1,588	1,633	1,747	1,912	2,420
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,328	1,543	1,668	1,715	1,835	2,009	2,542

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	生産関連事務員 ※1	職業安定業務統計	1,130	1,313	1,419	1,459	1,561	1,709	2,163
2	地域調整 ※2	(東京都:飯田橋) 115.2	1,302	1,513	1,635	1,681	1,798	1,969	2,492
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,367	1,589	1,717	1,765	1,889	2,068	2,617

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	生産関連事務員 ※1	職業安定業務統計	1,130	1,313	1,419	1,459	1,561	1,709	2,163
2	地域調整 ※2	(東京都:木場) 111.1	1,256	1,459	1,577	1,621	1,734	1,899	2,403
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,319	1,532	1,656	1,703	1,822	1,994	2,524

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	生産関連事務員 ※1	職業安定業務統計	1,130	1,313	1,419	1,459	1,561	1,709	2,163
2	地域調整 ※2	(神奈川県:川崎) 110.1	1,244	1,446	1,562	1,606	1,719	1,882	2,382
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,307	1,518	1,641	1,687	1,805	1,976	2,501

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【生産関連事務員】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(神奈川県:横浜)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級生産関連事務員(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,500～	≥	2,009	10年
B ランク	中級生産関連事務員(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,800～		1,715	3年
C ランク	初級生産関連事務員(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,400～		1,328	0年

(東京都:飯田橋)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級生産関連事務員(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,300～	≥	2,068	10年
B ランク	中級生産関連事務員(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,800～		1,765	3年
C ランク	初級生産関連事務員(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,400～		1,367	0年

(東京都:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級生産関連事務員(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,200～	≥	1,994	10年
B ランク	中級生産関連事務員(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,800		1,703	3年
C ランク	初級生産関連事務員(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,400		1,319	0年

(神奈川県:川崎)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級生産関連事務員(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,200～	≥	1,976	10年
B ランク	中級生産関連事務員(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,700～		1,687	3年
C ランク	初級生産関連事務員(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,400		1,307	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記

【事務用機器操作の職業】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	事務用機器操作の職業※1	職業安定業務統計	1,083	1,258	1,360	1,398	1,496	1,637	2,073
2	地域調整※2	(神奈川:横浜) 111.9	1,212	1,408	1,522	1,564	1,674	1,832	2,320
3	退職金※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,273	1,479	1,598	1,643	1,758	1,924	2,436

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	事務用機器操作の職業※1	職業安定業務統計	1,083	1,258	1,360	1,398	1,496	1,637	2,073
2	地域調整※2	(東京:飯田橋) 115.2	1,248	1,449	1,567	1,611	1,723	1,886	2,388
3	退職金※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,311	1,522	1,646	1,692	1,810	1,981	2,508

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	事務用機器操作の職業※1	職業安定業務統計	1,083	1,258	1,360	1,398	1,496	1,637	2,073
2	地域調整※2	(愛知:半田) 102.3	1,108	1,287	1,391	1,430	1,531	1,675	2,121
3	退職金※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,164	1,352	1,461	1,502	1,608	1,759	2,227

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【事務用機器操作の職業】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(神奈川県:横浜)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級事務用機器操作(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,100～	≥	1,924	10年
B ランク	中級事務用機器操作(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,700～		1,643	3年
C ランク	初級事務用機器操作(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,300～		1,273	0年

(東京都:飯田橋)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級事務用機器操作(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,200～	≥	1,981	10年
B ランク	中級事務用機器操作(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,750～		1,691	3年
C ランク	初級事務用機器操作(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,400		1,311	0年

(愛知県:半田)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級事務用機器操作(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	1,900～	≥	1,759	10年
B ランク	中級事務用機器操作(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,600～		1,502	3年
C ランク	初級事務用機器操作(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,200～		1,164	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記

【営業の職業】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	営業の職業 ※1	職業安定業務統計	1,258	1,462	1,580	1,624	1,737	1,902	2,408
2	地域調整 ※2	(大阪:梅田) 110	1,384	1,608	1,738	1,786	1,911	2,092	2,649
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,453	1,689	1,825	1,876	2,006	2,197	2,781

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	営業の職業 ※1	職業安定業務統計	1,258	1,462	1,580	1,624	1,737	1,902	2,408
2	地域調整 ※2	(東京:木場) 111.1	1,398	1,624	1,755	1,804	1,930	2,113	2,675
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,468	1,706	1,843	1,895	2,026	2,219	2,809

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	営業の職業 ※1	職業安定業務統計	1,258	1,462	1,580	1,624	1,737	1,902	2,408
2	地域調整 ※2	(東京:飯田橋) 115.2	1,449	1,684	1,820	1,871	2,001	2,191	2,774
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,522	1,769	1,911	1,965	2,101	2,301	2,913

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【営業の職業】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(大阪:梅田)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級営業の職業(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,400～	≥	2,197	10年
B ランク	中級営業の職業(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	2,000～		1,876	3年
C ランク	初級営業の職業(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,500～		1,453	0年

(東京:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級営業の職業(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,400～	≥	2,219	10年
B ランク	中級営業の職業(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,900～		1,895	3年
C ランク	初級営業の職業(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,500～		1,468	0年

(東京:飯田橋)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級営業の職業(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,500～	≥	2,301	10年
B ランク	中級営業の職業(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	2,000～		1,965	3年
C ランク	初級営業の職業(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,600～		1,522	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記